

令和3年度 幼保連携型認定こども園 侍浜保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始に当たり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 侍浜福祉会
所 在 地	久慈市侍浜町外屋敷第6地割10番地4
電 話 番 号	0194-58-2220
代 表 者 氏 名	理事長 久慈 義昭

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 侍浜保育園
施 設 の 住 所	久慈市侍浜町外屋敷第6地割10番地4
連 絡 先	電話番号 0194-58-2220 FAX番号 0194-58-2230
管 理 者	園長 久慈 陽子
対 象 児 童	当園に入園することができる者は、就学前の保育を必要とする子ども、または満3歳以上の幼児教育を希望する子どもとする。
利 用 定 員 40名	1号認定子ども 3人 2号認定子ども(満3歳以上) 24人 3号認定子ども(満1歳以上3歳未満) 10人 3号認定子ども(満1歳未満) 3人
開 設 年 月 日	平成21年4月1日
事 業 所 番 号	

3 事業の目的

侍浜保育園(以下「当園」という。)は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「子育て支援法」という。)に基づいて、乳児及び幼児(以下「園児」)の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

4 運営方針

- (1)健康、安全で幸福な生活のために必要な基本習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- (2)集団生活の中で子どもたちが自己を発揮できるように総合的に保育・教育を行う。
- (3)子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構築し、豊かな遊びを通して総合的な保育・教育を行う。
- (4)地域における教育・保育活動を実施するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実施する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (5)認定こども園法及び子育て支援法その他関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	5,571.1 m ²
		園庭
園舎	構造	木造平屋建
	延べ面積	708.43 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1	0歳児クラス
ほふく室	1	1歳児クラス
保育室	4	2歳児クラス 3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス
遊戯室（ホール）	1	
調理室	1	
便所	4	
事務室	1	医務室を含む
子育て相談室	1	
倉庫	1	

6 職員の設置状況

職 種	員数	常 勤	非 常 勤	備 考
園 長	1	1		
事 務 長	1		1	
副 園 長	1	1		
主 幹 保 育 教 諭	1	1		
保 育 教 諭	5	5		
調 理 師	2	2		
看 護 師	1		1	デイサービスと兼務
保 育 補 助	2	2		
保 育 補 助 兼 事 務	1	1		
計	15	13	2	

当園では、「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園 長	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）
事 務 長	正規の勤務時間帯（9:00～16:00）
副 園 長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）
主 幹 保 育 教 諭	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）
保 育 教 諭	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）
調 理 師	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
事 務 員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
看 護 師	随時 2時間（10:00～16:00） デイサービスと兼務
保 育 補 助	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）

*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯（早番 7:00～16:00、遅番 10:00～19:00）となる場合があります。

7 教育・保育を提供する日

(1) 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及び祝祭日は休園となる。

(2) 子育て支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加えます。

- ・ 土曜日
- ・ 夏季休業 概ね 8月1日から8月20日まで
- ・ 冬季休業 概ね 12月25日から1月10日まで
- ・ 春季休業 概ね 3月25日から3月31日まで

(3) 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で、必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を行うことがある。

(4) 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育を行わないことがある。

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は次のとおりである。

(1) 1号認定子ども 2号認定子ども 共通事項

月曜日から金曜日（教育時間） 午前9時から午後1時

(2) 1号認定子ども 教育標準時間認定に関する教育時間（4時間）

教育時間 午前9時～午後1時

預り保育 午前7時～午前9時00分、午後2時30分～午後7時

（有料、ただし申請をすれば新2号として久慈市が預り保育料金を支給する）

(3) 2号、3号認定子ども

・ 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

月曜日から土曜日 保育時間 午前7時から午後6時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間

延長保育時間 午後6時から午後7時（有料）

(4) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

月曜日から土曜日 保育時間 午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間

延長保育時間 午前7時から午前8時30分（有料）

延長保育時間 午後4時30分から午後7時（有料）

認定区分	年齢区分	保育必要量		
		保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
第1号	4歳以上児			午前9時から 午後1時まで
	3歳児			
第2号	4歳以上児	午前7時から 午後6時までの 範囲内で保育 を必要とする 時間	午前8時30分から 午後4時30分まで の範囲内で保育を必 要とする時間	
	3歳児			
第3号	1・2歳児			
	0歳児			

(5) 開所時間

当園が定める開所時間は、月曜日から土曜日 午前7時から午後7時とする。

9 提供する保育等の内容

認定こども園法、子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成29年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）、保育所保育指針（平成29年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(1) 特定教育・保育を提供します。

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0、1、2歳児	9時30分頃	11時15分頃	3時30分頃	
3歳児		11時20分頃	3時30分頃	
4歳児		11時25分頃	3時30分頃	
5歳児		11時30分頃	3時30分頃	
土曜保育児		11時15分頃	3時30分頃	

※ 献立表は毎月別途配布します。完全給食です。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材がある場合、必ず申し出て下さい。

(3) 延長保育

(4) 幼稚園型預かり保育（1号認定こども）

(5) 一般型一時預かり保育

(6) サッカー教室、水泳教室、歌の教室等

10 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育利用料）

支給認定保護者は、支給認定保護者が居住する市町村長が定める利用料を、当園にお支払いいただきます。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月久慈市条例第18号。以下「市運営基準条例」という。）第13条第3項及び第4項の規定により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表-1に掲げる費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものといたします。

(3) 前2項に定めるもののほか、別表-2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものといたします。

(4) 支給認定保護者は、毎月その月の25日までに利用料を納付して頂きます。

- (5) 園長は、利用料の未納が納期後1か月以上に及んだ園児について登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときはこれを除籍することがあります。

1.1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法（又は子ども・子育て支援法に定める支給要件）に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	久慈恵愛病院
病院長名	河野 貫治
所在地	久慈市湊町第17地割100番地
電話番号	0194-52-2311

(2) 歯科

医療機関の名称	八重樫歯科医院
病院長名	八重樫 育男
所在地	久慈市栄町第37地割128番地10
電話番号	0194-53-1222

(3) 薬剤師

医療機関の名称	(株)ファーマ・ラボ ホソタ薬局
薬剤師名	久慈 みどり
所在地	久慈市十八日町1丁目21番地
電話番号	0194-53-1193

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	幼稚園・保育園賠償 責任保険	岩手県学校安全 互助会	独)日本スポーツ 振興センター
保 険 の 内 容	施設・生産物	災害共済損害賠償	災害共済損害賠償
保護者負担掛金額	なし	なし	270 円

17 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営 利 活 動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	金額	内容、負担を求める理由及び目的
副食費	月額 4,500円	1号認定こどもの給食費 2号認定こどもの給食費
水泳教室自費負担分	1回 300円	一部負担金
その他保育にかかる実費	実際に要した経費（実費）	

* 集金袋で対応します。

2 1・2・3号認定こどもの預かり保育・延長保育に係る利用者負担 利用料金表

時間	1号認定 9:00~13:00		2・3号認定							
	時間料金	月料金	短時間認定 8:30~16:30 以内		標準時間認定 7:00~18:00 以内					
			時間料金	月料金	時間料金	月料金				
7:00~8:00	100円	1,000円	} 7:00~8:30	} 7:00~8:30	月極利用料					
8:00~8:30		100円					1,000円			
8:00~9:00	100円	1,000/月	月極利用料				月極利用料			
9:00 ~ 13:00	月極利用料									
13:00 ~14:30	無料									
14:30 ~15:30	100円	1,000円	月極利用料						月極利用料	
15:30 ~16:30	100円	1,000円								
16:30 ~18:00	100円	1,000円			100円	1,000円				
18:00 ~19:00	100円/時		1,000円/月							

※1号児：土曜保育、長期休暇中の預かり保育料金

9時より14時30分 500円 1時間増すごとに100円増

3 一般型一時預かり料金（8時30分より16時30分）月曜日から土曜日

1日 2,000円 半日 1,000円（給食有 1,200円）

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき
重要事項の説明を行いました。

園 名： 幼保連携型認定こども園 侍浜保育園

説明者職名： 園 長

氏 名： 久 慈 陽 子

私は、本書面に基づいて侍浜保育園の利用に当たっての重要事項
の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名：

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

幼保連携型認定こども園 侍浜保育園

園長 久慈陽子様

令和 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：